



## <書式使用について>

就業規則等で禁止している原付バイクや自転車通勤を特例で許可する制度を運用するための書式です。事業所が、公的交通機関を使って通勤できる場所にあり、電車等の運行時間中に通勤できる仕事に従事していることを想定しています。

このような場合は公的交通機関を使うことが原則であり、私有の原付バイク通勤や自転車通勤は、会社の許可制にするという制度運用のための書式です。

想定される次のような問題点を回避する目的があります。

1. 私有の原付バイクや自転車を通勤以外の業務でも使用している従業員が事故を起こしたときは、会社に損害賠償責任が及ぶことがあります。

- ① 会社は従業員の私有原付バイク等の使用を通勤のみに許可し、業務での使用は禁止していたならば、通勤時の従業員の事故に関して会社が損害賠償を負わないと考えるのが妥当です。
- ② しかし、会社が従業員の私有原付バイク等を積極的に業務に使用させていた場合は、通勤時の従業員の事故であっても会社は損害賠償を負わされると考えるのが妥当です。
- ③ ①と②の中間の場合。従業員が自分で判断して業務に私有原付バイク等を使用していたとすると、日ごろから会社が指導していたかなどの状況を考慮して会社の損害賠償が判断されます。

2. 従業員が原付バイクで起こした事故に対する従業員の賠償能力と会社の賠償責任

1—①のように通勤にのみ使用する許可制にしても、万が一事故が発生したとき、従業員に賠償能力がないときは、賠償責任が会社に及ぶ恐れがあります。また、従業員も大変困った状況に陥ります。

原付バイクの事故は被害が大きくなることを想定し、自賠責だけでなく、任意保険の加入もバイク通勤の許可条件のひとつにすることが妥当です。

また、通勤中の事故については、本人の責任になることを十分説明しておくことが重要です。

なお、自転車についても任意保険に加入することを従業員に口頭で勧めたほうがよいでしょう。保険料は年間5千円前後です。

3. 道路交通法その他関係諸法令違反の問題

ひとたび交通事故になると、大切な従業員の生死にかかわる事故になりかねません。法令を順守し、安全運転を書面で誓約させます。

4. 会社使用欄は、許可者の決裁や付記しておくことに使います。

以上